

古河市財政健全化判断比率等審査意見書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準（令和2年古河市監査委員告示第1号）に準拠し監査を行った。

第2 監査の種類

健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

第3 審査の対象

- 1 令和元年度決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」）並びに算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和元年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の期間

令和2年6月1日から同年8月17日まで

第5 審査の実施内容及び着眼点

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼とし、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し審査を実施した。

第6 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認めた。

記

（単位：%）

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.79	20.0
連結実質赤字比率	—	—	16.79	30.0
実質公債費比率	8.2	8.6	25.0	35.0
将来負担比率	67.2	70.2	350.0	

(注) 1 上記表中の「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、この基準を超えた場合に、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

(単位 : %)

資金不足比率（法非適用企業）	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
ゴルフ場事業特別会計	—	—	20.0
仁連地区新産業用地開発事業特別会計	—	—	20.0

(注) 1 上記表中の「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

2 経営健全化基準は、この基準を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

第7 監査委員意見

財政構造の健全性を示す実質公債費比率は8.2%で、早期健全化基準といわれる25.0%を下回っており、また、将来負担比率は67.2%で、こちらも早期健全化基準といわれる350.0%を下回っており財政構造の健全性がうかがえる。

古河市水道事業会計資金不足比率審査意見書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準（令和2年古河市監査委員告示第1号）に準拠し監査を行った。

第2 監査の種類

資金不足比率審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

第3 審査の対象

令和元年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の期間

令和2年7月1日から同年8月17日まで

第5 審査の実施内容及び着眼点

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼とし、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し審査を実施した。

第6 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認めた。

記

(単位：%)

資金不足比率（法適用企業）	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0

（注）1 上記表中の「一」は、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

2 経営健全化基準は、この基準を超えた場合に、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。